

白山都市計画地区計画の決定（白山市決定）

都市計画白山市建ぺい率制限地区（松任北部）地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

| | | |
|---------------------|-----------|--|
| 名 称 | | 白山市建ぺい率制限地区（松任北部）地区計画 |
| 位 置 | | 白山市あさひ荘苑三丁目、あさひ荘苑四丁目、横江町、番匠町、五歩市町の各一部 |
| 面 積 | | 約 8. 9 h a |
| 地区計画の目標 | | <p>本地区は、松任地域の中心市街地の北部に位置し、一団の市街地が形成されている地区であり、今後も健全な市街地の維持保全に努めることとしている。</p> <p>本計画は、良好な景観の保全と快適な居住環境の形成を図ることを目標とする。</p> |
| 区域の整備・開発および保全に関する方針 | 土地利用の方針 | <p>地区の土地利用は、良好な景観の保全と快適な居住環境の形成に努める。</p> <p>第一種住居地域については、住宅地を主体に住環境の保全に支障のない小規模な店舗等を許容しながら、利便性の高い市街地の形成を図る。</p> <p>準工業地域については、住宅、事務所、軽工場等が混在していることから、住環境に支障ない工場等を許容しながら、周辺住宅地の居住環境の保全に努める。</p> |
| | 建築物等の整備方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、周辺景観等との調和に配慮しながら、ゆとりある地区の形成が図れるよう制限を行う。</p> <p>○建築物の建ぺい率の最高限度</p> |

2 地区整備計画

| | | | |
|--------|------------|---------------|---|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物の建ぺい率の最高限度 | <p>70%</p> <p>（ただし、建築基準法第53条第3項第2号に定める建築物については、80%とする。）</p> |
|--------|------------|---------------|---|

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

白山市の一部区域において、良好な景観の保全と快適な居住環境の形成を図るため、地区計画を決定するものである。